

平成 24 年（ワ）第 213 号、同 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号

同 26 年第 101 号 損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 4 7 3 名

被告 東京電力株式会社

### 準 備 書 面（22）

本件で賠償請求されている居住用不動産についての各原告の所有に関する認否方針

平成 27 年 4 月 30 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中

清



同

青 木 丈 介

介



同

土 屋 賢 司

司



同

小 谷 健 太 郎

郎



同

川 見 唯 史

史



被告は、裁判所から頂戴した「本件で賠償請求されている居住用不動産につき、各原告の所有に関する認否」との求釈明に対し、次のとおり主張を準備する。

- 1 被告は、本件で原告らから賠償請求されている居住用不動産の各原告の所有権について、本賠償における支払実績と整合的に各原告の所有権を認否する。
- 2 具体的には、被告が本賠償において各原告の居住用不動産の所有権の存在を前提とした上で支払を済ませている場合には、本件訴訟においても所有権を争わない。

他方、被告が本賠償において各原告の居住用不動産の所有権の存在を前提とする支払をした実績がない場合には、本件訴訟において所有権を争う。すなわち、本賠償における支払実績がない場合、または、各原告以外の者（本件訴訟の原告団に加わっていない者）の所有権の存在を前提とした上で支払を行っている場合には、被告は、当該原告に対し、当該原告が賠償請求の対象としている居住用不動産の所有権を有していることの立証を求める。

以 上